第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第４４９６号
大阪市平野区長吉長原２丁目14―１―1003、住民票上の住所大阪市平野区平野西５丁目５番22号　ザ・ラピス104号
債務者　大和屋和美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８５号
大阪市旭区清水２丁目１番15号　カロスハイム　102
債務者　樋口智恵美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０８号
大阪市淀川区東三国２丁目16番９号、前住所大阪市淀川区十八条２丁目14番27―407号
債務者　堀川　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３７号
大阪府吹田市山手町４丁目36番１―601号
債務者　上島　邦子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８５号
大阪府吹田市末広町21番50号（202）
債務者　伊藤　雅章
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６２号
札幌市東区北23条東13丁目１番32―505号
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２４号
札幌市清田区北野３条５丁目14番７号　コーポかおる２号
債務者　髙橋　知子（旧姓大辻）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３５号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番27号　ハウス八軒
債務者　安藤　順子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８５８号
札幌市北区北23条西７丁目２番１号　ジャスミン23―101号
債務者　長南　祐美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７２号
札幌市西区琴似３条７丁目４番10―403号
債務者　石田亜沙美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９５号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地１　アートサイドテラス601号表参道治療室内
債務者　増田　英樹（変更前の名秀樹）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０１号
北海道江別市野幌東町30番地の４　エクセレンス野幌106号室
債務者　高橋　英仁
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３６号
札幌市西区発寒３条３丁目７番13号
債務者　藤川　和宏
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４８号
札幌市厚別区厚別西１条４丁目６番１―302号
債務者　二ノ神貴宏
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５４号
札幌市中央区南26条西14丁目１番３号　共同施設たんぽぽ苑
債務者　植松　慎一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１号
群馬県安中市原市１丁目４番10号　市営原市団地７－２―101
債務者　豊島シゲ子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部